

埼玉大学学生後援会遠征援助(学生国内遠征申請用)要項

1. 条件

埼玉大学学生後援会遠征援助費を申請できる団体及び遠征は、以下のすべてに該当するものとする。

- ・ 今年度に課外活動団体として認められた団体であること。
- ・ 今年度に学生後援会の会員が 5 名以上所属している
- ・ 大会・コンクール・発表会等への遠征費用とし、合宿は対象外とする。
- ・ 申請可能な費用の項目は交通費、宿泊費、参加費、登録料、会場使用料とし、当該費用の全部または一部を申請できるものとする。

2. 申請及び援助額

1 団体当たり 1 の年度つき 1 回の申請ができるものとし、援助額の上限は申請団体に加入している学生後援会加入学生数により以下のとおりとする。なお、学生後援会加入学生数は当該年度の 5 月 1 日を基準日とする。

学生後援会加入学生数	援助限度額
5 人から 10 人まで	10,000 円
11 人から 20 人まで	20,000 円
21 人から 30 人まで	30,000 円
31 人から 40 人まで	40,000 円
41 人から 50 人まで	50,000 円
51 人から 60 人まで	60,000 円
61 人から 70 人まで	70,000 円
71 人から 80 人まで	80,000 円
81 人から 90 人まで	90,000 円
91 人以上	100,000 円

3. 申請方法

GoogleForms から申請を行ってください。
<https://forms.office.com/r/qBXfVP07E4>

4. 対象期間(大会・コンクール・発表会等の実施期間)

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

5. 申請期間

令和 7 年 11 月 14 日(金)から令和 8 年 2 月 27 日(金)まで
令和 8 年 3 月に行われる大会・コンクール・発表会等については予定を事前に申請し、実施後に再度提出をしてください。

6. 支払い方法

選考後、申請書に記載された口座への振り込みにより行う。

7. 採否結果

採否は援助費の振り込みをもって行う。

8. 顧問への確認

申請の内容については、必ず事前に顧問に確認をすること。

9. その他

領収書の現物を提出いただく場合がありますので 1 年間は保管しておいてください。
振込口座は、原則、課外活動団体名の口座のみとする。課外活動団体名義の口座がない場合は、事前時に学生支援課に相談すること。
なお、令和 8 年度からは課外活動団体名義の口座のみとし、個人名義の口座は不可とする。